

平成24年(行コ)第417号 公金支出金返還請求控訴事件

控訴人(原告) 渋谷 登美子外2名

被控訴人(被告) 嵐山町長 岩澤 勝

被控訴人(被告補助参加人) 部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部代表者支部長 松本 美子

## 訴えの変更申立書

平成25年1月31日

東京高等裁判所第12民事部 御中

控訴人(原告)ら訴訟代理人弁護士 佐 竹 俊 之  
同 弁護士 太 田 伸 二

頭書の事件について、控訴人は、以下のように控訴の趣旨を変更する。

### 第1 控訴の趣旨の変更

控訴の趣旨を以下のとおり変更する。

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人嵐山町長は、嵐山町土地改良団体協議会に対し、金223万5000円並びに内金74万5000円に対する平成21年6月16日から、内金74万5000円に対する平成22年6月26日から、内金37万2000円に対する平成24年8月7日から及び内金37万3000円に対する平成24年11月16日から各支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

- 3 被控訴人嵐山町長は、被控訴人部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部に対し、金207万円並びに内金69万円に対する平成21年6月6日から、内金69万円に対する平成22年7月27日から、内金34万5000円に対する平成24年7月18日から及び内金34万5000円に対する平成24年11月16日から各支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

## 第2 請求の原因の追加

- 1 被控訴人嵐山町長から嵐山町土地改良団体協議会及び被控訴人部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部に対する平成24年度分補助金の交付

被告は、平成24年度分の補助金の差し止めを求める本訴が係属中であるにもかかわらず、嵐山町土地改良団体協議会（以下「嵐土連」という。）に対し、平成24年8月6日に37万2000円、同年11月15日に37万3000円、合計74万5000円の補助金を交付した（甲215ないし218）。また、被控訴人部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部（以下「被控訴人嵐山支部」という。）に対しても、平成24年7月17日に34万5000円、同年11月15日に34万5000円、合計69万円の補助金を交付した（甲219ないし甲222）。

- 2 これらの補助金の交付が違法であること

しかし、これらの補助金は、平成21年度、平成22年度の補助金額と近く、同年度の補助金の使用実績からすれば、嵐山町の「団体に対する補助金等交付要綱」（甲19、以下「交付要綱」という。）に定められた対象事業（嵐土連は「研修、事業促進活動」、被控訴人嵐

山支部は「各種研修会、大会及び集会参加」)以外にも使用されることが明らかであること、特に被控訴人嵐山支部においては、不適正な支出が疑われることなどの事情があるにもかかわらず交付されたものであって、補助金の交付について公益上の必要性を求める地方自治法232条の2などに違反する違法なものである。

よって、これら補助金交付については、公序良俗(民法90条)に違反するものとして無効であり、被控訴人は嵐土連らに対し、交付された補助金が不当利得にあたるものとしてその返還を請求すべきである。

以 上